

## 未収金に係る債権回収等業務プロポーザル募集要領

### 1 委託業務の内容

#### (1) 業務名

未収金に係る債権回収等業務

#### (2) 目的

専門性・ノウハウを有する事業者に債権回収等の業務を委託することにより収納率の向上を図るもの。

#### (3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

#### (4) 委託契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

#### (5) 選定業者数

1者

#### (6) 委託費

収納実績金額の45%を上限（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

### 2 応募資格

企画提案に応募できるのは、次の要件を全て満たす者とする。

イ 次のいずれかの要件を満たしていること。

①弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

②債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。

ロ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者でないこと。

ハ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。

ニ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。

ホ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

ヘ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

ト 本業務を遂行する能力及び安定的かつ健全な財政能力を有すること。

チ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 3 スケジュール

内容	期日等
企画提案募集の公告	令和6年12月12日（木）
企画提案募集に関する質問受付	令和6年12月12日（木） から 令和6年12月19日（木） 正午まで
質問回答期限	令和6年12月23日（月）
参加表明書の提出期限	令和7年1月8日（水） 正午まで【必着】
企画提案書の提出期限	令和7年1月15日（水） 午後5時まで【必着】
プレゼンテーション日程の通知 （予備審査の結果通知）	令和7年1月20日（月）
プレゼンテーションの実施	令和7年1月23日（木） 午後【予定】
選定結果の通知及び公表	令和7年2月上旬【予定】
選定業者との見積合わせ	令和7年2月中旬以降【予定】

※応募者が5者を超えた場合、予備審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーションを行う上位5者を選定する。

### 4 企画提案に関する質問受付及び回答

企画提案に関して疑義が生じた場合は、以下により問い合わせること。

#### (1) 提出書類

募集要領等に対する質問書（様式第1号）

#### (2) 受付期間

令和6年12月12日（木） から令和6年12月19日（木） 正午まで

#### (3) 提出方法

イ 電子メールにより提出すること。

ロ 件名は「【質問事項】未収金に係る債権回収等業務」とすること。

#### (4) 提出先

gyokeik@pref.miyagi.lg.jp（総務部 行政経営企画課 行政経営企画班）

#### (5) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年12月23日（月）までに、随時宮城県総務部行政経営企画課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。また、質問内容によっては回答しない場合もある。

## 5 参加表明書の提出

企画提案に参加する場合は、以下により企画提案参加表明書を提出すること。

### (1) 提出書類

企画提案参加表明書（様式2）

### (2) 提出期限

令和7年1月8日（水）正午【必着】

### (3) 提出方法

イ 電子メールにより提出すること。

ロ 件名は「【参加表明書提出】未収金に係る債権回収等業務」とすること。

ハ 県は、提出書類到達後に受領した旨のメールを返信するので、提出後2開庁日以内に返信がない場合は、「10 問合せ先」に記載の電話番号へ電話し、到達を確認すること。

### (4) 提出先

gyokeik@pref.miyagi.lg.jp（総務部 行政経営企画課 行政経営企画班）

### (5) 留意事項

- ・いかなる理由があっても提出期限後に県に到達したものは受け付けない。
- ・参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

## 6 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、以下により企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出書類

提出書類	提出部数
企画提案提出書（様式3号）	1部
企画提案資格要件に係る宣誓書（様式4号）	1部
企画提案書（任意様式） ※下記の「(4) 企画提案書の構成」及び「(5) 企画提案書の規格等」を満たすものとする。	10部 及び 電子データ（PDF形式）
【弁護士のみ】 弁護士の資格を有することが確認できる書類	1部
【弁護士法人のみ】 弁護士法人であることが確認できる書類	1部
【債権回収会社のみ】 許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地の確認できる書類	1部
【弁護士法人又は債権回収会社のみ】 定款又は寄付行為の写し	1部
【弁護士法人又は債権回収会社のみ】 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）	1部
提案者の概要がわかる資料（会社概要等）	1部
宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書（写し可）	1部

### (2) 提出期限

令和7年1月15日（水）午後5時【必着】

### (3) 提出先

#### イ 郵送又は持参

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁舎3階

総務部 行政経営企画課 行政経営企画班 担当：佐藤

※持参の場合、年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までのみ受け付ける。

#### ロ 電子メール（企画提案書(PDF形式)のみ）

gyokeik@pref.miyagi.lg.jp（総務部 行政経営企画課 行政経営企画班）

※件名は「【企画提案書提出】未収金に係る債権回収等業務」とすること。

### (4) 企画提案書の構成

企画提案書は、次のイからハまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

#### イ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

#### ロ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

#### ハ 本文

本文には次に掲げる内容を含むこと。

項目	内容
1 業務実施計画	・業務フロー及び実施スケジュール
2 業務運営体制	・業務の人員配置計画及び管理体制 ・業務を遂行する上で必要な能力（経験、知見、成果及び資格等）を有しているか ・個人情報保護及び秘密保持等のための取組
3 業務実施内容	・催告、納付勧奨等の実施方法及び文書発送や架電等の時期、回数 ・効率的な催告、納付勧奨等にむけた取組 ・債務者からの苦情やトラブルへの対応（未然防止策、対応方法等） ・居所不明者調査及び相続関連調査の手法及び報告内容
4 類似業務の受託実績	・他の都道府県又は政令指定都市での類似業務の受託実績及びその成果（回収率）
5 業務委託料	・成功報酬率 ・居所不明者調査及び相続関連調査の料金（成功報酬内で可能な調査はあるか、また、調査実施の要件等の有無）

### (5) 企画提案書の規格等

イ A4版、横書き、両面印刷で作成し、ページ番号を付してホチキス留めすること。

ロ 必要に応じて絵、図を用いて分かりやすく記載すること。

ハ 電子データ（PDF形式）は、1つのデータにまとめたものを提出すること。

#### (6) 提出書類の留意事項

イ 提出された企画提案書によりプレゼンテーションを行うものとする。

ロ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。

ハ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。

ニ 企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。

ホ 提出した企画提案を取り下げる場合には、速やかに電子メールにより取下願（様式5）を提出すること。提出先は企画提案書等と同様とする。また、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。

ヘ 提出された企画提案書等は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるため、あらかじめ承知すること。

## 7 企画提案書の審査及び選定

### (1) 審査方法

#### イ 候補者の選定

未収金に係る債権回収等業務委託プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された企画提案書の内容のプレゼンテーションを実施し、後述する審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者として選定する。

ただし、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の平均が合計点の6割に満たない場合は委託候補者を選定しない。

#### ロ 同点の場合の取扱

順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者を委託候補者として選定する。さらに、評価点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、委託候補者を選定する。

#### ハ 予備審査

応募者が5者を超えた場合は、あらかじめ予備審査（書面審査）を行い、プレゼンテーションに参加できる上位5者を選定する。

なお、応募者が5者を超えない場合は、予備審査を実施しない。

#### ニ 応募者が1者又は応募者がいない場合の取扱い

応募者が1者の場合は、プレゼンテーションを実施し、各委員が採点した評価点の平均が合計点の6割以上となる場合に限り、当該者を委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合は又は応募者がいない場合は、再度、応募者を募集する。

## (2) 審査項目及び配点

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計点：100点）により行うものとする。

審査項目	評価事項	配点
1 業務実施計画	・業務実施のフロー及びスケジュールが明確かつ現実的なものか。	15
2 業務運営体制	・業務が円滑に遂行可能な人員配置がされているか。また、業務の管理体制は適正か。 ・業務に従事する者は、業務を遂行する上で、必要な能力（経験、知見、成果及び資格等）を有しているか。 ・個人情報保護及び秘密保持等のための取組は適切か。	25
3 業務実施内容	・催告、納付勧奨等について、具体的な実施方法が示されているか。また、文書発送や架電等の時期及び回数は適切か。 ・効率的な催告、納付勧奨等が可能なよう工夫されているか。 ・債務者等からの苦情やトラブルへの対応（未然防止策、対応方法等）は整備されているか。また、その内容は適切か。 ・居所不明者調査及び相続関連調査の手法は適切か。また、報告内容は充実しているか。	35
4 類似業務の受託実績	・他の都道府県又は政令指定都市で類似業務を受託した実績はあるか。また、十分な成果（回収率）を挙げているか。	10
5 業務委託料	・提案された成功報酬率は妥当か（上限：45%）。 ・居所不明者調査及び相続関連調査の料金は妥当か。	15
合 計		100

ロ 順位点は次のとおりとする。

1位：5点、2位：3点、3位：1点

## (3) 応募者が5者を超えた場合の予備審査（書面審査）

### イ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(2) 審査項目及び配点に基づき審査し、上位5者を選定する。採点評価・順位付けは(1) 審査方法に規定する方法に準ずる。

### ロ 予備審査結果の通知

全ての応募者に対し令和7年1月20日（月）までに審査結果及び上位5者に対してはプレゼンテーションの日程を電子メールにて通知する。

なお、予備審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対してプレゼンテーションの日程を電子メールで通知する。

#### (4) プレゼンテーション審査

##### イ 実施日 (予定)

令和7年1月23日 (木) 午後 ※詳細は別途通知する。

##### ロ 実施会場

宮城県行政庁舎 (宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号) ※詳細は別途通知する。

##### ハ 説明時間

質疑応答を含め30分程度 (説明時間20分、質疑応答10分)

##### ニ 実施方法

- ・プレゼンテーションは応募者ごとに個別に行うものとし、順番は、選定委員会が定めた順とする。
- ・プレゼンテーションに参加できる人数は、応募者1者につき2名以内とする。
- ・プレゼンテーションに出席しない応募者の提案は無効とする。
- ・プレゼンテーションは企画提案書により進めることとし、選定委員が求めた場合を除き、他の資料の使用は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコンの使用を認める。その場合、パソコンは応募者が準備するものとする。

##### ホ 結果通知

審査終了後、プレゼンテーションに参加した全ての応募者に審査結果を通知する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

#### (5) 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。

ただし、選定された委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。また、企画提案者が2者であった場合、選定された委託候補者以外の評価点は公表しない。

#### (6) 企画提案が失格となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は失格とする。

- イ 資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- ニ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- ホ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- ヘ 提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ト 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- チ 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けている場合
- リ 企画提案者が著しく社会的信用を失うなど、受託候補者としてふさわしくないと県が認めた場合
- ヌ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## 8 候補者選定後の取扱（契約等に関する事項）

(1) 契約については、事前に委託内容・委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。

なお、その者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

(3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために定期的に本県と連絡調整を行うこと。

## 9 留意事項

本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。

## 10 問合せ先

宮城県総務部 行政経営企画課 行政経営企画班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁舎3階

TEL : 022 (211) 2239

メールアドレス : gyokeik@pref.miyagi.lg.jp